

参考資料

令和5年第1回三豊市議会定例会
追加提出議案(条例関係)新旧対照表

ページ番号

・議案第38号関係

...

2

(三豊市子ども医療費助成に関する条例等の一部改正について)

【議案第38号関係】

三豊市子ども医療費助成に関する条例等の一部改正 新旧対照表(抄)

【第1条関係】 三豊市子ども医療費助成に関する条例(平成18年三豊市条例第117号) 一部改正

改正後(案)	現 行
(定義) 第2条 この条例において「子ども」とは、<u>満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>をいう。 2~6 略 (助成対象者) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、対象となる子どもが次の各号のいずれかに該当する場合は、その保護者を助成の対象としない。 (1) 略 (2) <u>三豊市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例(平成18年三豊市条例第116号)による医療費の助成を受けることができる者</u> (3) <u>三豊市重度心身障害者等医療費支給に関する条例(平成18年三豊市条例第129号)による医療費の助成を受けることができる者</u> (4) <u>前3号に掲げる者のほか、法令の規定により国又は他の地方公共団体の負担において、この条例と同等な医療に関する給付を受けている者</u>	(定義) 第2条 この条例において「子ども」とは、<u>乳幼児(満6歳に達した日以後の最初の3月31日までの者)及び児童生徒(満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者のうち乳幼児以外のもの)</u>をいう。 2~6 略 (助成対象者) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、対象となる子どもが次の各号のいずれかに該当する場合は、その保護者を助成の対象としない。 (1) 略 (2) <u>児童生徒で、三豊市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例(平成18年三豊市条例第116号)による医療費の助成を受けることができるもの</u> (3) <u>児童生徒で、三豊市重度心身障害者等医療費支給に関する条例(平成18年三豊市条例第129号)による医療費の助成を受けることができるもの</u>

【第2条関係】 三豊市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例(平成18年三豊市条例第116号) 一部改正

改正後(案)	現 行
(対象者) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、対象者としなない。 (1) 略 (2) <u>出生から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども</u> (3)~(5) 略 3 略	(対象者) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、対象者としなない。 (1) 略 (2) <u>三豊市子ども医療費助成に関する条例(平成18年三豊市条例第117号)第2条第1項に規定する乳幼児であって、同条例に規定する助成対象者が保護するもの</u> (3)~(5) 略 3 略

【第3条関係】 三豊市重度心身障害者等医療費支給に関する条例(平成18年三豊市条例第129号) 一部改正

改正後(案)	現 行
(対象者) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、対象としなない。 (1) 略 (2) <u>出生から満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで</u>	(対象者) 第3条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、対象としなない。 (1) 略 (2) <u>三豊市子ども医療費助成に関する条例(平成18年三豊</u>

<u>の間にある子ども</u> (3)・(4) 略 3 略	<u>市条例第117号)第2条第1項に規定する乳幼児であって 同条例に規定する助成対象者が保護する者</u> (3)・(4) 略 3 略
--	---